

# 高知大学医学部附属病院外国医師等臨床修練委員会規則

平成22年2月9日  
規則第54号

最終改正 平成27年9月25日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院外国医師等臨床修練に関する規則（平成16年規則第263号）第3条第2項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院外国医師等臨床修練委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 外国医師等の臨床修練の基本方針に関すること。
- (2) 外国医師等の受入れ計画、臨床修練計画及び臨床修練の実施状況に関すること。
- (3) その他外国医師等の臨床修練に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 診療科長 4人
- (3) 中央診療施設の部長又はセンター長 1人
- (4) 医学部・病院事務部長
- (5) その他病院長が指名する者

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

3 第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員に支障があるときは、当該委員の指名した者が代理出席することができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 高知大学医学部附属病院臨床研修・修練委員会規則(平成16年規則第261号)は、廃止する。

附 則(平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月9日規則第3号)

この規則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則(平成27年9月25日規則第29号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。